

福島市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定等 に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）、福島市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年福島市規則第66号。以下「細則」という。）に基づき、福島市が行う建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に関して必要な事項を定め、もって事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令及び省令に定義するものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付等)

第3条 省令第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が省令第5条（省令第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更（建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更に限る。以下同じ。）に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求める場合は、細則第4条の規定に基づき、軽微変更該当証明申請書（様式第1号）により申請するものとする。

2 市長は、細則第4条の規定にかかわらず、提出された申請書及び図書のみによって審査することが困難であると認めるときは、同条に規定する図書のほか、審査上特に必要と認める図書の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の申請に係る計画の変更が軽微な変更該当すると認めたときは、軽微変更該当証明書（様式第2号）に申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に交付するものとする。

4 市長は、第1項の申請に係る計画の変更が軽微な変更該当しないと認めたときは、軽微な変更該当しない旨の通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(認定の審査の省略)

第4条 市長は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請書に細則第2条各号に定める図書が添えられている場合は、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査を省略することができる。

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、法第29条第1項の規定に基づく申請の審査の結果、この計画が法第30条第1項の基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第6条 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）から法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請があった場合は、前2条の規定を準用するものとする。

(工事完了報告)

第7条 細則第5条の規定に基づき当該工事の完了について報告を求められた者は、速やかに新築等の工事が完了した旨の報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による申請をした者は、市長が当該認定をする前に当該申請書を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(認定を受けた計画の取りやめ)

第9条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出をするときは、取りやめ届(様式第7号)に省令第24条(省令第27条において準用する場合を含む。)に規定する通知書の原本を添付し、市長に提出しなければならない。

(認定台帳)

第10条 市長は、この要綱に基づく申請内容及び事務処理の経過を建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定台帳(様式第8号)に記載するものとする。

(図書等の保存)

第11条 市長は、法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の認定を行った際の図書を10年間(法第30条第2項の申し出がある場合は、15年間)保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。